

令和元年度厚生労働科学研究費補助金  
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究(健やか次世代育成総合研究)事業)  
わが国の至適なチャイルド・デス・レビュー制度を確立するための研究  
分担研究報告書

分担研究 地域における厚労省 CDR モデル事業の実施体制と支援体制の開発  
「既存の検証システムの継続と拡充に関する研究」

分担研究者 溝口 史剛 前橋赤十字病院小児科 副部長  
研究協力者 杉立 玲 前橋赤十字病院小児科 副部長

#### 研究要旨

群馬県では、令和二年度から実施予定の、チャイルド・デス・レビュー（CDR:予防のための子どもの死亡検証）体制整備モデル事業に参加する判断を行った。これまで群馬県は、先行研究である日本小児科学会子どもの死亡登録・検証委員会の施行した4都府県によるパイロット研究、および前研究班であるH28-30「小児死亡事例に関する登録・検証システムの確立に向けた実現可能性の検証に関する研究(溝口史剛班長)」で実施した全国を対象とした拡大パイロット研究に参加し、CDRの社会実装に向けた協議を重ねてきた。

今回、モデル事業参加に至る経緯を改めて示し、モデル事業の実施計画を提示する。。

#### A. 研究目的

本研究の目的は、群馬県がモデル事業参加に至る経緯を改めて示し、モデル事業の実施計画を提示し、モデル事業に参加する他の自治体や、令和3年度以降に参加を検討する他の自治体の参考資料とすることを目的とする。

#### B. 研究方法

行政にこれまでの経緯に付き、報告書を作成してもらい、これまで医学研究として実施してきたパイロット研究の経緯とともに、一覧化した。また今回参加することとなったモデル事業の実施計画につき、県と協議したうえで、計画フローを策定した。

(倫理面への配慮)

本研究は、これまでの経緯をまとめたものであり、「人を対象とする医学系研究の倫理指針」に該当するものではない。なおこれまでのCDRのパイロット研究に関しては、適切な倫理委員会における承認を得て実施されている。

#### C. 研究結果

群馬県におけるCDR実施にかかる経緯は以下のとおりである。

○平成23年4月より当県の溝口史剛医師が、「我が国におけるチャイルド・デス・レビューに関する研究」の研究協力者として参加、その後、同年に日本小児科学会に「小児死亡登録検証WG」が設置される。

同取り組みを知った安孫子県議から、平成23年9月22日 群馬県議会の一般質問において、CDRを県で取り組むことについて質問があり、新木健康福祉部長が今後の研究課題として取り組む旨答弁

○平成24年1月に小児科学会のWGが「子どもの死に関する我が国の情報収集システムの確立に向けた提言書」を発出。それを受け平成24年年6月に、子どもの死亡登録検証委員会が設置された。委員会のメンバーの属する4地域（群馬・東京・京都府・北九州市）において、平成23年度に死亡した小児死亡事例を対象とした、パイロットスタディーが施行される。

平成27年度から、群馬県が群馬大学医学部附属病院に委託し、群馬県児童虐待防止医療ネットワーク事業を実施開始。

○平成28年3月に、パイロットスタディーの結果を公表、それを受け、国会の場でCDRの実施についての質疑が複数の場で行われた。

○平成28年12月末に4次募集として、厚労科研「小児死亡事例に関する登録・検証システムの確立に向けた実現可能性の検証に関する研究（溝口史剛班長）」が立ち上がる。

○平成29年8月より日本小児科学会と合同で、全国を対象を拡大させた、パイロット研究が開始される。

平成30年1月10日 医療ネットワーク事業における研修の一環として、名古屋大学医学部沼口敦氏を招聘し、「子どもの死亡について知るこ

と・分かること チャイルドデスレビュー（CDR）に向けて」と題した講演会を実施

平成30年9月20日 医療ネットワーク事業の一環として、前年度に拡大パイロット研究で登録された小児死亡事例の検証を多機関で実施。県内の中核病院の医療従事者のほか、検察、警察、児相、市町村母子保健、消防、県行政機関の担当者が出席し、実際の事例の検討にどの程度の時間がかかり、どの程度の意見が交わされるかを実践により確認した。

平成30年12月5日 成育医療基本法が成立、小児死亡の検証体制の確立が盛り込まれる。

平成31年2月25日 群馬県議会の一般質問において、安孫子県議からCDRの県の取組について再度質問があり、中村こども未来部長が平成30年12月に成立した成育基本法の動向を踏まえつつ、検討していく旨答弁。

○平成31年3月31日 厚労科研溝口班終了。成果物として、「チャイルド・デス・レビュー（CDR）を地域で社会実装するための準備読本」およびその副読本が作成され、県内関係機関に配布

○令和元年6月 死因究明等推進基本法成立。CDRにかかる具体的細則を3年をめどに策定する旨が附則に記載される。

令和元年10月23日 医療ネットワーク事業の委託先関係者と協議。厚労省の令和2年度当初予算概算要求において、子どもの死因究明体制整備モデル事業を実施するとの情報があることから、県として2年度の予算化に向けて、モデル事業の

実施方法（医療機関への委託等）について協議。

令和元年12月18日 モデル事業の委託候補先の病院と協議。来年度の事業の円滑な実施に向けて元年度中に関係者を参集し、モデル事業打ち合わせ会議を開催し、事業説明及び今後の進め方について協議を行うこととした。参集者は群大医学部属病院関係者、県立小児医療センター、県医師会、県警検視官室、法医学教室、弁護士、県（児童福祉課、医務課）

令和2年1月17日 厚労省主催の子どもの死因究明に関する説明会開催。来年度のモデル事業の内容説明等が行われた。

令和2年1月29日 子どもの死因究明体制整備モデル事業打ち合わせ会議を開催。データ入力等の医師の負担、個人情報扱いについての懸念が示される。また、県医師会から医療関係者への説明を十分尽くすようにとの意見あり。

令和2年3月10日 群馬県病院協会理事会において、来年度に行うモデル事業に実施について説明、了承される。

新型コロナウイルスの影響で、修正を行う必要はありう

るが、令和2年度より、群馬県保健所長会、群馬県医師会など、関係機関に説明を行いながら、図1の計画に沿い、事業実施の予定である。

#### **D. 考察 , および E. 結論**

令和2年度より実施される、CDRのモデル事業を実施する各自治体において、先行して実施されたパイロット研究の報告書を作成した県は、群馬県のみである。当県の取り組みは今後のCDRの社会実装の問題点を抽出する上で、極めて重要な位置を占めていることを自認し、モデル事業を進めていく予定である。

#### **F. 健康危険情報**

（特になし）

#### **G. 研究発表**

論文発表（特になし）

学会発表（特になし）

書籍発刊（特になし）

#### **H. 知的財産権の出願・登録状況**

（特になし）

図1：CDR体制整備モデル事業スキーム

